

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年2月18日
【事業年度】	第3期(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)
【会社名】	株式会社秋津原
【英訳名】	-
【代表者の役職氏名】	代表取締役 坂本 勇雄
【本店の所在の場所】	奈良県御所市朝町1075番地
【電話番号】	0745-66-2501
【事務連絡者氏名】	取締役 中司 利久
【最寄りの連絡場所】	奈良県御所市朝町1075番地
【電話番号】	0745-66-2501
【事務連絡者氏名】	取締役 中司 利久
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年11月26日に提出しました第3期（自平成21年10月1日至平成22年9月30日）有価証券報告書の記載の一部に訂正すべき事項があり、前期財務諸表に対する監査報告書が従前のものとなっておりますので、これを訂正及び差し替えをするために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等

発行済株式

発行済株式総数、資本金等の推移

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

1 財務諸表等

(1) 財務諸表

(重要な後発事象)

前期財務諸表に対する監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。また、前期財務諸表に対する監査報告書の全体を、本訂正報告書に添付するものと差し替えるものであります。

第1部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(訂正前)

(9) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は当中間会計期間におきまして1,394百万円の減損損失を計上したことにより、当中間会計期間では813百万円の債務超過となりましたが、当下期において現物出資（デット・エクイティ・スワップ）による新株の発行、また関連当事者である高栄産業(株)より300百万円の寄付を受け入れたことで純資産が199百万円となり、債務超過を解消いたしました。しかし、営業損失は前事業年度499百万円、当事業年度380百万円となっており、また営業キャッシュ・フローも当事業年度は実質的には156百万円のマイナスであることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社は当該状況を解消すべく、以下のとおりの対応策を実行・計画しております。

当社は当事業年度におきまして、一般メンバーの募集を行ってクラブの活性化を図ってまいりましたが、今後も適時新たなメンバーを募集し、来場者数の増加につなげてまいります。また、従来からの業務体制を見直し大幅なコスト削減施策の実施等により、利益の改善に取り組んでまいります。

従って、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しておりますので、財務諸表の注記は記載しておりません。

(訂正後)

(9) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は第3期中間会計期間におきまして1,394百万円の減損損失を計上したことにより、813百万円の債務超過となりましたが、第3期下期において現物出資(デット・エクイティ・スワップ)による新株の発行、また関連当事者である高栄産業(株)より300百万円の寄付を受け入れたことで純資産が199百万円となり、債務超過を解消いたしました。しかし、営業損失は第2期事業年度499百万円、第3期事業年度380百万円となっており、また営業キャッシュ・フローも当事業年度は実質的には156百万円のマイナスであることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当社は当該状況を解消すべく、以下のとおりの対応策を実行・計画しております。

当社は第3期事業年度におきまして、一般メンバーの募集を行ってクラブの活性化を図ってまいりましたが、今後も適時新たなメンバーを募集し、来場者数の増加につなげてまいります。また、従来からの業務体制を見直し大幅なコスト削減施策の実施等により、利益の改善に取り組んでまいります。

従って、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しておりますので、財務諸表の継続企業の前提に関する注記は記載しておりません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

(6) 重要事象等について

重要事象等につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク (9) 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載しております。

(訂正後)

(6) 重要事象等について

当社は第3期中間会計期間におきまして1,394百万円の減損損失を計上したことにより、813百万円の債務超過となりましたが、第3期下期において現物出資(デット・エクイティ・スワップ)による新株の発行、また関連当事者である高栄産業(株)より300百万円の寄付を受け入れたことで純資産が199百万円となり、債務超過を解消いたしました。しかし、営業損失は第2期事業年度499百万円、第3期事業年度380百万円となっており、また営業キャッシュ・フローも当事業年度は実質的には156百万円のマイナスであります。これにより、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく、適時新たなメンバーを募集し来場者数の増加につなげてまいります。また、従来からの業務体制を見直し大幅なコスト削減施策の実施等により、利益の改善に取り組んでまいります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【発行済株式】

(訂正前)

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
A種類株式	1	1	非上場・非登録	(注)1,2,3,4,8
B種類株式	1	1	非上場・非登録	(注)1,2,3,5,8
C種類株式	1,200	1,200	非上場・非登録	(注)1,2,3,6,7,8
計	1,202	1,202	-	-

(注)1 当社の発行する株式はすべて譲渡制限株式であり、これを譲渡により取得するには、取締役会の承認が必要になります。

- 2 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができます。
- 3 当社は、A種類株式、B種類株式、C種類株式の異なる種類の株式を定款に定めており、それぞれの種類株式の内容は下記のとおりであります。なお、A種類株式、B種類株式は経営の重要事項の決定を目的として発行されており議決権を有しておりますが、優先的施設利用権は付与されておりません。C種類株式は優先的施設利用権を付与する目的で発行されており、迅速な意思決定を行うことを考慮して議決権は有しておりません。
- 4 A種類株式の内容は以下のとおりであります。
 - (1) A種類株式を有する株主（以下A種類株主という）は、株主総会において議決権を行使することができます。
 - (2) A種類株主を構成とする種類株主総会において、取締役3名及び監査役1名を選任します。
 - (3) A種類株主は、剰余金配当請求権を有していません。
- 5 B種類株式の内容は以下のとおりであります。
 - (1) B種類株式を有する株主（以下B種類株主という）は、株主総会において議決権を行使することができます。
 - (2) B種類株主は、剰余金配当請求権を有していません。
- 6 C種類株式の内容は以下のとおりであります。
 - (1) C種類株式を有する株主（以下C種類株主という）は、当社の秋津原ゴルフクラブ規約に基づき手続き完了後、会員として所定の施設等を利用することができます。
 - (2) C種類株主は、剰余金配当請求権を有しています。
 - (3) C種類株主は、株主総会において議決権を行使することができません。
 - (4) C種類株主は、会社法第322条第3項但書の場合を除き、C種類株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使することができません。
 - (5) 当社は、定款の定めによりC種類株式を引き受ける者の募集について、C種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
- 7 当社では、会社法第322条第2項に規定する定款の定めがあり、その内容は上記6の(4)及び(5)のとおりであります。
- 8 当社は、単元株式制度を採用しておりません。

(訂正後)

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
A種類株式	1	1	非上場・非登録	(注)1,2,3,4,8
B種類株式	1	1	非上場・非登録	(注)1,2,3,5,8
C種類株式	1,200	1,200	非上場・非登録	(注)1,2,3,6,7,8
計	1,202	1,202	-	-

(注) 1 当社の発行する株式はすべて譲渡制限株式であり、これを譲渡により取得するには、取締役会の承認が必要になります。

- 2 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができます。
- 3 当社は、A種類株式、B種類株式、C種類株式の異なる種類の株式を定款に定めており、それぞれの種類株式の内容は下記のとおりであります。なお、A種類株式、B種類株式は経営の重要事項の決定を目的として発行されており議決権を有しておりますが、優先的施設利用権は付与されておりません。C種類株式は優先的施設利用権を付与する目的で発行されており、迅速な意思決定を行うことを考慮して議決権は有しておりません。
- 4 A種類株式の内容は以下のとおりであります。
 - (1) A種類株式を有する株主(以下A種類株主という)は、株主総会において議決権を行使することができます。
 - (2) A種類株主を構成とする種類株主総会において、取締役3名及び監査役1名を選任します。
 - (3) A種類株主は、剰余金配当請求権を有していません。
- 5 B種類株式の内容は以下のとおりであります。
 - (1) B種類株式を有する株主(以下B種類株主という)は、株主総会において議決権を行使することができます。
 - (2) B種類株主は、剰余金配当請求権を有していません。
- 6 C種類株式の内容は以下のとおりであります。
 - (1) C種類株式を有する株主(以下C種類株主という)は、当社の秋津原ゴルフクラブ規約に基づき手続き完了後、会員として所定の施設等を利用することができます。
 - (2) C種類株主は、剰余金配当請求権を有しています。
 - (3) C種類株主は、株主総会において議決権を行使することができません。
 - (4) C種類株主は、会社法第322条第3項但書の場合を除き、C種類株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使することができません。
 - (5) 当社は、定款の定めによりC種類株式を引き受ける者の募集について、C種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
- 7 当社では、会社法第322条第2項に規定する定款の定めがあり、その内容は上記6の(4)及び(5)のとおりであります。
- 8 当社は、単元株式制度を採用しておりません。
- 9 発行済株式のうちC種類株式401株は、現物出資(イオン製薬株式会社が当社に対して有する貸付金債権元本のうち922,300,000円)によるものであります。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

(訂正前)

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金増 減額(円)	資本準備金残 高(円)
平成19年12月10日 (注1)	801	801	400,500,000	400,500,000	400,500,000	400,500,000
平成22年9月12日 (注2)	401	1,202	461,150,000	861,650,000	461,150,000	861,650,000
平成22年9月29日 (注3)	-	1,202	771,650,000	90,000,000	861,650,000	-

(注) 1. 発起設立

A 種類株式	発行価格	1,000,000円
	資本組入額	500,000円
	発行数	1株
	割当先	イオン製薬株式会社
B 種類株式	発行価格	1,000,000円
	資本組入額	500,000円
	発行数	1株
	割当先	イオン製薬株式会社
C 種類株式	発行価格	1,000,000円
	資本組入額	500,000円
	発行数	799株
	割当先	イオン製薬株式会社

2. 有償第三者割当

C 種類株式	発行価格	2,300,000円
	資本組入額	1,150,000円
	発行数	401株
	割当先	イオン製薬株式会社

3. 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(訂正後)

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (円)	資本金残高 (円)	資本準備金増 減額(円)	資本準備金残 高(円)
平成19年12月10日 (注1)	801	801	400,500,000	400,500,000	400,500,000	400,500,000
平成22年9月12日 (注2)	401	1,202	461,150,000	861,650,000	461,150,000	861,650,000
平成22年9月29日 (注3)	-	1,202	771,650,000	90,000,000	861,650,000	-

(注) 1. 発起設立

A 種類株式	発行価格	1,000,000円
	資本組入額	500,000円
	発行数	1株
	割当先	イオン製薬株式会社
B 種類株式	発行価格	1,000,000円
	資本組入額	500,000円
	発行数	1株
	割当先	イオン製薬株式会社
C 種類株式	発行価格	1,000,000円
	資本組入額	500,000円
	発行数	799株
	割当先	イオン製薬株式会社

2. 有償第三者割当

C 種類株式	発行価格	2,300,000円
	資本組入額	1,150,000円
	発行数	401株
	割当先	イオン製薬株式会社

3. 過年度の欠損金を一掃し財務体質を健全化することを目的として繰越欠損金の解消を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、また会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金を減少し、それぞれその他資本剰余金へ振替えたものであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(4) 取締役の定数について

当社の取締役は3名以内とする旨を定款で定めています。

(訂正後)

(4) 取締役の定数について

当社の取締役は4名以内とする旨を定款で定めています。

(訂正前)

(6) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、青垣観光株式会社の再生計画に基づき新たにC種類株式の発行を行う場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、取締役会の決議により毎年3月31日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(訂正後)

(6) 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、取締役会の決議により毎年3月31日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(訂正前)

(7) C種類株主について議決権を有しないこととしている理由

迅速な意思決定を行うことを考慮したためであります。なお種類株式の内容については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式 (注) 3～7」に記載のとおりであります。

(訂正後)

(7) C種類株式について議決権を有しないこととしている理由

当社の発行する種類株式のうち、C種類株式につきましては議決権を有しておりません。これはC種類株式は優先的施設利用権を付与する目的で発行されているため、迅速な意思決定を行うことを考慮して議決権を有していないものであります。なお種類株式の内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式 (注) 3～7」に記載のとおりであります。

第5【経理の状況】

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

(重要な後発事象)

(訂正前)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
<p>奈良県御所市の土地の収用等</p> <p>当社所有の土地等が国道24号線改築工事のため収用の申し出があり、国土交通省との間で平成21年10月8日に譲渡契約書及び区分地上権の設定契約書を締結いたしました。</p> <p><u>土地の引渡し及び区分地上権設定登記は、平成22年2月28日までに完了する予定であります。</u></p> <p><u>なお、土地等の譲渡対価は30,764千円、区分地上権設定対価補償金は91,465千円であり、譲渡益は119,772千円の予定であります。</u></p>	-

(訂正後)

前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)	当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)
<p>1. 奈良県御所市の土地の収用等</p> <p>当社所有の土地等が国道24号線改築工事のため収用の申し出があり、国土交通省との間で平成21年10月8日に譲渡契約書及び区分地上権の設定契約書を締結し、平成22年1月25日に土地の引渡し及び区分地上権設定登記を完了しました。</p> <p><u>なお、土地等の譲渡対価は30,764千円、区分地上権設定対価補償金は91,465千円であり、譲渡益は120,391千円であります。</u></p> <p>2. 新株の発行について</p> <p>当社は、平成22年8月24日開催の取締役会において、第三者割当の方法による新株式の発行及び債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ)を行うことを決議いたしました。</p> <p><u>募集等の方法 : 第三者割当及び債務の株式化 (デット・エクイティ・スワップ)</u></p> <p><u>発行新株式 : C種類株式401株</u></p> <p><u>発行価額 : 1株につき2,300千円</u></p> <p><u>発行価額の総額 : 922,300千円</u></p> <p><u>資本組入額 : 1株につき1,150千円</u></p> <p><u>資本組入額の総額 : 461,150千円</u></p> <p><u>払込期日 : 平成22年9月12日(予定)</u></p> <p><u>資金の用途 : 新たな資金の流入はありません。</u></p>	-

<p>前事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p><u>3. 資本金及び資本準備金の額の減少について</u></p> <p><u>当社は、平成22年8月24日開催の取締役会において、上記新株の発行が有効に成立することを条件として資本金及び資本準備金の額の減少について、平成22年9月13日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議しました。その概要については下記のとおりであります。</u></p> <p><u>(1) 減資の目的</u></p> <p><u>過年度の欠損金を一掃し、財務体質の健全化を図るため、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、また会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金を減少し、それぞれその他資本剰余金に振替え、繰越欠損金の解消を図るものであります。</u></p> <p><u>(2) 資本金減少の方法</u></p> <p><u>発行済株式総数の変更は行わず、資本金、資本準備金のみを減少いたします。</u></p> <p><u>(3) 減少する資本金の額</u></p> <p><u>債務の株式化実施後の資本金861,650千円のうち、771,650千円を減少し、その他資本剰余金に振替え、減少後の資本金額を90,000千円といたします。</u></p> <p><u>(4) 減少する資本準備金の額</u></p> <p><u>債務の株式化実施後の資本準備金861,650千円の全額を減少し、その他資本剰余金に振替え、減少後の資本準備金額を0円といたします。</u></p> <p><u>(5) 減資の日程</u></p> <p><u>取締役会決議日 : 平成22年8月24日</u></p> <p><u>債権者異議申述公告日 : 平成22年8月27日(予定)</u></p> <p><u>臨時株主総会開催日 : 平成22年9月13日(予定)</u></p> <p><u>債権者異議申述最終期日 : 平成22年9月28日(予定)</u></p> <p><u>効力発生日 : 平成22年9月29日(予定)</u></p>	

独立監査人の監査報告書

平成22年 8 月24日

株式会社 秋津原
取締役会 御中

岡本公認会計士事務所

公認会計士 岡本 徹 印

川越公認会計士事務所

公認会計士 川越 宗一 印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社秋津原の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社秋津原の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な会計方針に記載の通り、会社はのれんの償却期間を5年に変更した。
2. 重要な後発事象に記載の通り、会社は自社所有の土地の一部について平成21年10月8日に国土交通省との間で譲渡契約書及び区分地上権設定契約書を締結した。
3. 重要な後発事象に記載の通り、会社は平成22年8月24日開催の取締役会において第三者割当の方法による新株式の発行及び債務の株式化を決議した。
4. 重要な後発事象に記載の通り、会社は平成22年8月24日開催の取締役会において資本金及び資本準備金の額の減少を決議した。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。